

仕様書

- 1 件 名 中央卸売市場電力量計交換修繕（その１）
- 2 履行場所 盛岡市中央卸売市場（盛岡市羽場 10 地割 100 番地）
- 3 履行期間 契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 30 日まで
- 4 修繕内容

本修繕は現在使用している電力量計のうち、計量法に定める有効期限に基づき、電力量計 76 台を交換するもの。変成器付きの電力量計については変成器も併せて交換することとし、交換対象の電力量計は別紙一覧のとおりとする。

また、合番号表等の確認及び申請等必要な手続きを行うこととする。なお、交換する電力量計は全て検定を受けた計器とし、同等品を可とするが、当該市場の自動検針システムと接続していることから、発信装置付の電力量計とする。

5 内訳・数量等

(1) 材料費

1 式

① 交換対象電力量計の数量

<動力用・変成器付き>

【三相 3 線式】	種別	定格	数量（台）	備考
発信装置付電力量計	変成器付	200V 300/5A	1	表面取付形
〃	〃	200V 200/5A	3	〃
〃	〃	200V 100/5A	3	〃
〃	〃	200V 50/5A	13	〃
		小計	20	

<動力用・単独>

【三相 3 線式】	種別	定格	数量（台）	備考
発信装置付電力量計	単独	200V 120A	26	表面取付形
〃	〃	200V 30A	1	〃
		小計	27	

< 電灯用・変成器付き >

【電灯用単相 3 線式】	種別	定格	数量 (台)	備考
発信装置付電力量計	変成器付	100V 150/5A	1	表面取付形
〃	〃	100V 100/5A	11	〃
〃	〃	100V 50/5A	6	〃
〃	〃	100V 30/5A	4	〃
		小計	22	

< 電灯用・単独 >

【電灯用単相 3 線式】	種別	定格	数量 (台)	備考
発信装置付電力量計	単独	100V 120A	5	表面取付形
〃	〃	100V 30A	2	〃
		小計	7	

② 変成器用ブスバー直付け金具

③ 雑材料・消耗品

- | | |
|--------------|-----|
| (2) 労務費 | 1 式 |
| (3) 主任技術者立合費 | 1 式 |
| (4) 撤去処分費 | 1 式 |
| (5) 諸経費 | 1 式 |

5 共通仕様

設計図書及び仕様書に記載されていない事項は、最新版「公共建築工事標準仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）」並びに最新版「公共建築改修工事標準仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）」によることを原則とし、これによりがたい場合は発注者と協議すること。

6 条件

本仕様書は、修繕の基本的な内容について定めるものであり、仕様書に明記されていない事項であっても、目的達成のため当然必要と思われるものについては、受注者の責任 において完備すること。

7 施工・監理

- (1) 施工箇所が既に供用されている施設である為、施設利用者及び施設関係者並びに付近住民への安全対策、配慮に必要な措置を講ずること。施工に当たっては、事前に発注者と綿密な打ち合わせを行い、本施設の業務に支障なきよう万全を期すること。また、施工完了後は、その箇所について完了確認を受けること。
- (2) 施工日程については、発注者及び施設管理受託業者、場内関係者と調整すること。
- (3) 本修繕に使用する材料等のうち、特定の物が特記された場合は、設計図書又は見積依頼書等に規定するもの又はこれと同等のものとする。ただし、同等のものとする場合は、発注者の承諾を受けること。
- (4) 本修繕にかかる軽微な修理については、受注者の負担で行うものとする。
- (5) 事前調査や施工中にて重大な不良箇所が判明した場合は、速やかに発注者へ報告し指示を受けること。
- (6) 施工に必要な水、電力等の使用は発注者及び施設管理受託業者と協議すること。
- (7) 発生材の処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づき適正に処分すること。
- (8) 事故が発生した場合は、「盛岡市建設工事等における事故報告要領」に基づき報告すること。（要領書等は盛岡市ホームページを参照）
- (9) 修繕の着手、施工及び完成において官公署、消防署、電力・通信事業者その他関係機関へ 必要となる諸手続等は、市担当者と協議の上、受注者が遅滞なく処理すること。なお、当該 手続きに係る費用はすべて受注者の負担とする。

8 主な提出書類

- (1) 実施工程表
- (2) 着手届
- (3) 現場責任者届
- (4) 業務完了届
- (5) 作業報告書・施工写真（施工前・施工中・施工後）
- (6) 完成図書（納入仕様書・検査成績書）
- (7) 産業廃棄物処理報告書・産業廃棄物管理票（マニフェスト）・写真
- (8) その他、発注者が必要と認める書類

※提出書類は実施工程表に応じてそれぞれ速やかに提出すること。

9 保証

- (1) 本修繕に係る保証期間は、完了検査を終了し、通知を行った日から1年間とする。
- (2) 保証期間中、修繕の対象計器に欠陥や不具合による破損等が生じたときは、速やかに作業員を派遣し修理・復旧を行うこと。

- (2) 復旧に要する費用は、原則として受注者の負担とする。ただし、有償部品の交換を要する場合や発注者の不適切な管理等、受注者の責に帰さない事由によって生じた不具合についてはこの限りではなく、その場合の費用負担については、発注者と受注者が協議して定める。

10 作業時の留意事項

- (1) 交換作業前に、発注者、施設管理受託業者（株寿広）及び自動検針システム保守業者（株式会社日立ビルシステム（以下、システム保守業者という））と、作業工程及び作業内容について、十分に調整を行うこと。
- (2) パルス信号付の電力量計の1パルス当たりの単位は現状と同じとし、パルス幅は50ms以上とする。
- (3) 現在目視検針しているパルス信号なしのメーターについても、パルス信号付の電力量計に交換するものとする。
- (4) 既設の変成器の合番号票等については、別紙一覧を参考とし、事前に再度現地確認を実施すること。
- (5) 交換した電力量計には、交換前の電力量計と同じメーター番号を記載したシールを貼り付けすること。なお、メーター番号の記載がない電力量計には、発注者の指定する番号のシールを貼り付けすること。
- (6) 電力量計ごとに交換実施日及び交換前の検針値、交換後の検針値、交換後の有効期限は、発注者へ報告すること。
- (7) 交換する電力量計・変成器ごとに型式及び製造番号等、計器に係る納入仕様書の内容を発注者へ報告すること。
- (8) 交換時に、自動検針システムやRS 盤の電源が切れないよう、電源系統に十分留意し作業すること。なお、作業上、やむを得ず電源を切る必要がある場合は、必ず事前に発注者及びシステム保守業者と協議すること。
- (9) 交換の際には、自動検針システム上も調整が必要となることから、システム保守業者立会いのもと交換を実施すること。なお、システム保守業者の立会費用等については発注者が負担する。
- (10) 停電作業を要する場合は、施設を使用している場内関係者に影響が及ぶことから、できるだけ施設の使用に支障がないよう発注者、施設管理業者、場内関係者と十分に調整を行うとともに、必要な場合は夜間や土日、休日の作業を行うこと。
- (11) 電力量計の交換において、高圧受変電設備内で作業が生じる場合は、必要に応じ、東北電気保安協会等立会機関へ受注者から依頼すること。また、立会費用については受注者が負担すること。
- (12) 納入物品に瑕疵等があった場合は、速やかに交換すること。
- (13) 交換後にシステム保守業者が実施する適合試験に合格せず、再交換もしくは調整等が必要な場合は、発注者に報告するとともに、必要な措置を実施すること。

(14) 修繕作業に伴い生じた梱包材、廃材、取り外したメーター等は受注者が適切に処分すること。

(15) 当該修繕に必要な機材及び消耗品等は全て受注者が負担すること。

11 検査

修繕完了後、修繕契約約定第 11 条に基づき速やかに業務完了届及び施工写真等の報告書を提出すること。

12 その他

(1) 本修繕の仕様書等に疑義が生じたとき、又は明示されていない事項については、発注者、受注者の両者協議の上、決定するものとする。ただし、軽易な事項については、発注者の指示によるものとする。

(2) 現場責任者を選任すること。

(3) 見積及び施工前に当たっては、発注者に事前に連絡することにより、必要に応じて現地及び施設で保管している図面を確認できるものとする。

(4) 契約代金は一括払いとし、前金払は行わない。

(5) 本修繕に際しては、危険防止対策を行い、労働災害が生じないよう十分注意のうえ作業にあたること。